



2025 年 12 月 16 日

各 位

会 社 名 住友理工株式会社
代 表 者 名 執行役員社長 清水 和志
(コード番号：5191 東証プライム・名証プレミア)
問 合 せ 先 法務部長兼広報 IR 部長 日比野 伸哉
(TEL：052-571-0280)

**支配株主である住友電気工業株式会社による当社株式に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ**

当社の支配株主（親会社）である住友電気工業株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、当社の普通株式に対する公開買付けを 2025 年 10 月 31 日から 2025 年 12 月 15 日まで実施しておりましたが、その結果について、本日、公開買付者より添付資料のとおり報告を受けましたので、お知らせいたします。

以 上

（添付資料）

2025 年 12 月 16 日付「住友理工株式会社株式（証券コード：5191）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」



2025 年 12 月 16 日

各 位

会 社 名 住友電気工業株式会社
代表者名 社長 井上 治
(コード番号：5802 東・名・福)
問合せ先 広報部長 田中 真紀
(TEL 06-6220-4141 (大代表))

住友理工株式会社株式（証券コード：5191）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

住友電気工業株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 10 月 30 日開催の取締役会において、住友理工株式会社（証券コード：5191、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）プレミアム市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、2025 年 10 月 31 日より本公開買付けを実施していましたが、以下のとおり、本公開買付けが 2025 年 12 月 15 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

住友電気工業株式会社
大阪市中央区北浜四丁目 5 番 33 号（住友ビル）

(2) 対象者の名称

住友理工株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
51,289,700 株	16,681,702 株	— 株

(注 1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（16,681,702 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（16,681,702 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数である対象者株式の数（51,289,700 株）を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が 2025 年 10 月 30 日に公表した「2026 年 3 月期第 2 四半期（中間期）決算短信[IFRS]（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された 2025 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（104,042,806 株）から、対象者決算短信に記載された同日

現在の対象者が所有する自己株式数（218,808 株）、2025 年 10 月 30 日現在において公開買付者が直接所有する対象者株式数（51,534,901 株）及び本公開買付けに応募されない予定である公開買付者の完全子会社である株式会社アライドマテリアル、住友電工焼結合金株式会社、九州住電精密株式会社、日新電機株式会社、株式会社テクノアソシエ、住電機器システム株式会社及び住友電工ツールネット株式会社の 7 社の所有する対象者株式（以下「本完全子会社所有株式」といいます。）の数（999,397 株）を控除した株式数です。

（注 3）単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って対象者の株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注 4）本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式及び本完全子会社所有株式を取得する予定はありません。

（5）買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025 年 10 月 31 日（金曜日）から 2025 年 12 月 15 日（月曜日）まで（30 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（6）買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 2,600 円

2. 買付け等の結果

（1）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（16,681,702 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（43,319,442 株）が買付予定数の下限（16,681,702 株）以上となりましたので、公開買付開始公告（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（2）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、2025 年 12 月 16 日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

（3）買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	43,319,442 株	43,319,442 株
新 株 予 約 権 証 券	—	—
新 株 予 約 権 付 社 債 券	—	—

株 券 等 信 託 受 益 証 券 ()	—	—
株 券 等 預 託 証 券 ()	—	—
合 計	43,319,442 株	43,319,442 株
(潜在株券等の数の合計)	—	—

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	515,349 個	(買付け等前における株券等所有割合 49.64%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	8,564 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.82%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	948,543 個	(買付け等後における株券等所有割合 91.36%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	7,143 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.69%)
対象者の総株主等の議決権の数	1,037,664 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2025年11月4日に提出した第138期半期報告書（以下「対象者半期報告書」といいます。）に記載された2025年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者半期報告書に記載された2025年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（104,042,806株）から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（218,808株）を控除した株式数（103,823,998株）に係る議決権の数である1,038,239個を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日

2025年12月22日（月曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の

場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、日興イーजीトレードからの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しにつきましては、公開買付者が2025年10月30日に公表した「住友理工株式会社株式(証券コード:5191)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(公開買付者が2025年11月26日付で公表した「(訂正)公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「住友理工株式会社株式(証券コード:5191)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の一部訂正に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。)に記載した内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者株式の全て(ただし、公開買付者が直接所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することを目的とした手続を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミアム市場に上場されておりますが、当該手続が実行された場合には、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミアム市場において取引することはできません。今後の手続につきましては、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

住友電気工業株式会社

(大阪府中央区北浜四丁目5番33号(住友ビル))

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

以 上